



中国ビジネス Q&A

# 中国における事業者結合申告の簡易事

**Q** 中国独禁法の施行以来、商務部への事業者結合の申告件数は年々増加しています。中には、中国国外で実施される企業合併等であるにもかかわらず、その当事者となる企業が企業グループの一員で、そのグループ全体の売上高が中国法に定める申告基準<sup>注1</sup>に達していたために中国での事業者結合申告が必要となったケースもあり、取引全体のスケジュールに遅れが生じます。こうして、各事案に応じた柔軟で効率的な審査がますます求められるようになり、2014年2月、中国でも欧米等の諸国に倣った簡易事案制度が導入され、審査手続の迅速化が図られました。

では具体的に、簡易事案とはどのようなものでしょうか。どのような基準を満たせば簡易事案審査を申請できるのでしょうか。簡易事案制度の特徴、それを利用するにあたっての注意点は何か。簡易事案制度の施行から1年弱が経過した現在、その運用状況はどのようになっているのでしょうか。

## 1. 事業者結合に関する中国の法制度の概要

簡易事案制度について紹介する前に、まず事業者結合に関する中国の法制度の概要を簡単に述べます。中国独禁法20条は、「事業者結合」として、①事業者の合併、②持分・資産の取得を手段とする他の事業者に対する支配権の獲得、③契約等を手段とする他の事業者に対する支配権または決定的影響力の取得という3類型を定めています。

この事業者結合の当事者たる事業者は、その売上高が申告基準に達する場合においては、申告免除の事由が存しない限り商務部への申告をしなければならず、これに対する認可が下りるまで合併、持分・資産の譲渡等を実行することができません。

## 2. 簡易事案の適用基準

「事業者結合における簡易事案適用基準に関する暫定規定」（商務部2014年2月11日公布、翌日施行。以下、「暫定規定」という）は、どのような事案であれば簡易事案手続による審査の対象となるのかにつき、次のような基準を明らかにしています（暫定規定2条）。

- ①同一の関連市場において、結合に参加する全事業者の市場占有率の合計が15%を下回ること（いわゆる水平的結合に関する基準）
- ②結合に参加する事業者が川上川下関係にあり、川上、川下の市場における市場占有率がそれぞれ25%を下回ること（いわゆる垂直的結合に関する基準）
- ③結合に参加する事業者が同一の関連市場において事業を行っておらず、かつ、川上川下の関係にもなく、当該結合取引と関連するいずれの市場においてもそれぞれの市場占有率が25%を下回ること（いわゆる混合的結合に関する基準）
- ④結合に参加する事業者が中国国外で合併会社を設立し、その合併会社が中国国内で経済活動を行わないこと
- ⑤結合に参加する事業者が外国企業の持分又は資産を買収し、その外国企業が中国国内で経済活動を行わないこと
- ⑥2つ以上の事業者が共同で支配する合併会社が、結合によりそのうち1つ以上の事業者に支配されること

もっとも、これらの適用基準を満たす事案でも、次のような事情が存するときは、簡易事案として扱われません（暫定規定3条）。

- i) 2つ以上の事業者が共同で支配していた合併会社が、事業者結合によりそのうち1つの事業者に支配され、かつ、当該事業者が合併会社と同一の関連市場に属する競争者である場合
- ii) 事業者結合が関係する関連市場の画定が困難な場合

- iii) 事業者結合が市場参入、技術進歩に不利な影響を及ぼすおそれがある場合
- iv) 事業者結合が消費者及び他の関連事業者に不利な影響を及ぼすおそれがある場合
- v) 事業者結合が国民経済の発展に不利な影響を及ぼすおそれがある場合
- vi) その他市場競争に不利な影響を及ぼすおそれがあると商務部が認めた状況

6つの適用基準のうち、①～③は市場占有率、④～⑥は取引スキームに基づく基準となっています。市場占有率を理由とする簡易事案に関し、「事業者結合簡易事案の申告に関する指導意見（試行）」（商務部14年4月18日公布・施行。以下、「指導意見」という）とともに発せられた最新版の簡易事案公示表様式<sup>注2</sup>の注釈では、①～③のいずれかで足りるとされており、実務上も、①～③のいずれかを満たせば正式に受理されています。

また、簡易事案公示表様式の注釈によりますと、前出i)を満たす場合であっても、簡易事案適用基準①（同一の関連市場において、結合に参加する事業者（支配事業者と合併会社）の市場占有率の合計が15%を下回ること）を充足していれば、簡易事案としての申告が可能です。

上記適用基準を満たした事案について、申告者は簡易事案として商務部へ申告を提出することができますが、実務において、簡易事案への該当性は、商務部が最終的に判断します。なお、通常事案と同様に、簡易事案についても事前相談制度が設けられており、簡易事案適用基準の充足の有無などに関し、商務部に対し書面をもって事前相談を申し入れることができます。

## 3. 簡易事案の特徴

簡易事案には、通常事案との比較において、次の特徴がみられます。

### (1) 公示制度の確立

商務部は、簡易事案を正式受理した後（通常、正式受理の当日か翌日）、申告時に提出を受けた「公示表」（記載内容は取引概要、当事者の概要、簡易事案の申請理由など）を商務部独禁局のウェブサイトをもって公表します。この公示期間は10日間で、簡易事案としての手続きに異議があれば、何人でも証拠をもって商務部にその申立てをすることができます。

この異議申立てがなされた場合においては、商務部がその審査に

# 案制度の導入

北京市金杜法律事務所中国弁護士・中国政法大学大学院特任教授  
劉新宇

一定の時間を要するほか、異議が認められると、通常事案として改めて申告を行わなければなりません。それゆえ、簡易事案の適用基準の充足が不明確な案件については、簡易事案として申告を行う前に、商務部に事前相談を行うことが一案として考えられます。

## (2) 申告資料の簡素化

提出を要する情報・資料の面からしますと、簡易事案は通常事案と比較して簡素化されており、その主な点を挙げますと、収集に時間を要する申告人の中国国内関連事業体の営業許可証、外商投資企業認可証書のコピーなどの提出が不要となるほか、申告人に関するサプライヤー・顧客情報、市場参入の難易度に関する説明及び関連情報の提供など(通常事案申告表様式の8~12番)、関係者の結合に対する意見(通常事案申告表様式の15番)に関する内容も簡易事案申告表様式から削除され、記載が不要となりました。

## 4. 簡易事案の利用における注意点

### (1) 市場データの収集

市場占有率(適用基準①~③)を理由に簡易事案の手続きとするためには、市場占有率の正確な記載が特に重要となります。また、商務部の要求に基づき、販売量・売上高の双方に基づく市場占有率を申告表に記載する必要がありますので、これらの市場占有率のいずれも簡易事案適用基準を満たしていなければなりません。

実務において、市場データの収集に苦勞する企業が少なくありません。業界団体の報告書や年鑑は信憑性が高く、これらの資料の入手が最も望まれます。このような資料がなければ、第三者たる調査会社に業界レポートの作成を依頼することも考えられますが、これまでの経験からしますと、独禁法対応に関わる多くの調査会社のレベルには限界があるといわざるをえませんので、それを利用する際には、データ間の齟齬の有無を入念にチェックしなければなりません。さらに、このような業界レポートの入手が困難となってしまう、他の公開資料も手に入らなければ、申告者自身で推計する以外にありませんが、その場合においては、推計の根拠、方法などに関する詳しい説明を商務部から求められることがあります。

### (2) 公示表の記載及び公示制度の影響

公示により「公示表」の内容が一般に公開されますので、その記載内容は、商務部の要求を考慮しつつも、可能な限り公開可能な範囲に限定することが望まれます。

また、取引自体の他社への公開が望まれない、対外公表がまだ実施されていないなど特殊な事情が存するときは、簡易事案としての申告の要否、申告の時期などを慎重に検討する必要があります。

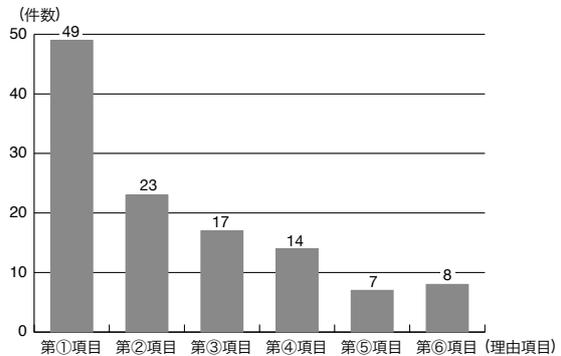
## 5. 実務における簡易事案の利用状況

### (1) 簡易事案の申請理由

指導意見の施行から15年1月12日まで、商務部の公式サイトで公示された簡易事案件数は計84件に上ります(1件目の公示開始日は14年5月22日)。これらを適用基準ごとに整理しますと、図のようになります。

このように、これまでの簡易事案の申請理由は第①~③項(市場占有率に基づく基準)に集中しており、中には複数に及ぶ事案もあ

図 簡易事案の申請理由の利用状況



ります。一方、第④項、第⑤項を選択している中国国外で実施される取引も約4分の1を占めています。

### (2) 審査の効率化

簡易事案の審査期間について、暫定規定、指導意見は特別な規定を設けていませんが、簡易事案との名称からしますと、その審査期間は通常事案よりある程度短縮されるものと期待されます。

最近の商務部の審査実務からしますと、まず、正式受理前の仮審査期間について、仮審査段階において商務部独禁局相談処により第1次的に簡易事案への該当性判断がなされ、一般に、それにより補充質問の内容が通常事案より少なくなることから、通常案件では1.5~2.5カ月ほど必要となるところが、簡易事案では1.5~2カ月ほどになったケースが多く見受けられています。

次に、正式受理後の本審査の期間も、通常事案の多くが第2次審査に入っているのに対し、簡易事案は、第1次審査で認可が下りたケースが多数を占めています<sup>注3</sup>。このことから、公示期間中に異議申立てがなければ、認可の早期取得が十分に期待しうと思われる。

日系企業をはじめとする外国企業が取引を行うにあたり、中国における事業者結合申告手続が必要となった場合には、取引全体のスケジュールに多大な影響を与えることが考えられます。簡易事案制度の導入により、今後、審査手続のさらなる簡易化、効率化が期待されますので、商務部の審査実務に引き続き注目していくべきでしょう。

注1「事業者結合の申告基準に関する國務院の規定」(08年8月3日公布・施行)3条は、次の基準のいずれかを満たす場合には、商務部に対し事業者結合の申告をしなければならないと定めています。

①結合に参加する全事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が100億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がそれぞれ4億人民元を超えるとき

②結合に参加する全事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が20億人民元を超え、かつ、そのうち少なくとも2つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がそれぞれ4億人民元を超えるとき

注2 <http://images.mofcom.gov.cn/fldj/201410/20141008110203181.doc> 参照。

注3 たえば、筆者の調査によって確認しえた限り、14年12月末までに商務部が認可した68件の簡易事案のうち、7件のみが第2次審査に入りました。